

令和2年4月8日

生徒のみなさんへ

臨時休業期間中の登校日における自転車通学について

生活部

生徒の自転車通学については、毎年「自転車損害賠償責任保険」等の加入を条件に自転車通学を許可しております。

しかし、新型コロナウイルス感染防止の観点から、臨時休業期間中の登校日に限り、保護者の判断をもとに、許可を得ない生徒についても、自転車での通学を認めます。

公共交通機関の利用に不安を覚える方は、許可が無くても自転車の通学ができますので、必ず保護者の許可を得た上で、交通ルールを守り、安全に配慮し、登校してください。

特に「自転車損害賠償責任保険」等に未加入の生徒は、交通安全に十分留意をしてください。

臨時休業後も自転車通学を希望する生徒は、「自転車損害賠償責任保険」の加入（全学年）、「自転車通学届」の提出（全学年）、「生活オリエンテーション」の受講（新入生対象）等の手続きが必要となりますが、これらの手続きについては後日の指示といたします。

※ 臨時休業期間中は、指示された登校日以外、原則生徒の登校はできません。